

---

# いしかわ里山振興ファンド

## 令和5年度公募要領

---

### 民間技術によるトキの餌資源量増加の実証

#### 目次

第1 応募方法等

第2 いしかわ里山振興ファンド事業 基本方針

第3 公募メニュー

# 第1 応募方法等

## 1 募集期間

令和5年6月30日（金）から8月25日（金）17時まで【必着】

## 2 応募方法

次の書類を、持参または郵送にて、いしかわ里山づくり推進協議会（以下、協議会）事務局（本助成金の場合は石川県生活環境部自然環境課トキ共生推進室を指す。以下、「協議会事務局」）まで1部提出してください。FAX、メール等での提出は受け付けません。

### （1）提出書類

提出書類	備考
事業計画書	所定の事業計画書を提出してください。 様式は、県ホームページからダウンロードできます。 <a href="https://www.pref.ishikawa.lg.jp/sizen/toki/satoyamafund.html">https://www.pref.ishikawa.lg.jp/sizen/toki/satoyamafund.html</a>
応募者の概要がわかる書類	・直近2カ年の決算書（貸借対照表、損益計算書） ・構成員等が分かる書類（株主等及び役員の一覧表等）

### （2）書類の提出期限

令和5年8月25日（金）17時【必着】

※受付時間は平日8時30分～17時00分とします。

## 3 審査

### （1）審査方法

書類（事業計画書）及び事業内容のプレゼンテーションに基づき審査を行います。

### （2）審査時期（予定）

令和5年9月

## 4 採択

### （1）採択件数（予定）

3件程度

### （2）採択時期（予定）

令和5年10月

### (3) 審査結果

審査結果は採否に関わらず、協議会から書面で通知します。

### (4) 採択後の留意事項

- ア 採択式への出席をお願いします（開催日が決定後、採択者にご案内します）。その際に、事業概要のプレゼンテーション等をお願いすることがあります。
- イ 応募書類の秘密保持には十分配慮いたしますが、助成が決定した場合は、実施主体名、住所、電話番号、代表者名、事業名、事業概要、助成金額等を公表することがあります。
- ウ 事業終了後に、事業の効果を把握するため、アンケート調査等をお願いすることがあります。

## 5 助成金の交付

- ・採択決定後、30日以内に当該年度の「交付申請書」を提出していただき、予算について確認した上で、交付を決定します（ただし、助成対象者等が暴力団等である場合には、交付決定しません）。その後、毎年度提出していただきます。
- ・その後、毎年度末に「実績報告書」を提出していただき、（必要に応じて実地検査を実施し）精算払となります。
- ・原則、精算払となりますが、協議会が必要と認める場合は、当該年度の助成金の8割を限度として、事業途中での交付を行うことができます。

## 6 助成事業の実施に係る留意点等

助成事業に採択された場合は、以下について、ご了承ください。

- ①交付決定を受けた後、助成事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、もしくは助成事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に協議会の承認を得なければなりません。
- ②助成金額確定にあたり、助成対象物件や帳簿類の確認ができない場合、当該物件等に係る金額は、助成対象外となります。
- ③助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、助成事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って効果的運用を図ってください。これらの財産の処分等に当たっては、事前に、協議会の承認を得なければなりません。
- ④助成事業に係る経理については、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- ⑤助成事業期間中の進捗状況確認及び助成事業終了後の確定検査のため、協議会が実地検査に入ることがあります。
- ⑥助成事業期間終了後においても、事務局が実施する取組状況等に関する調査に協力しなければなりません。
- ⑦以下のいずれかに該当する場合は、助成金の交付取消・返還等を行うこととします。
  - ア 本要領に規定する助成対象者の要件を満たさなくなった場合
  - イ 事業を途中で休止又は中止した場合

- ウ 事業が適切に行われていないと協議会が判断した場合
- エ 協議会が実施する実地検査に協力しない場合
- オ 助成事業者等が暴力団等に該当すると判明した場合

- ⑧助成事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）の他、協議会が不正受給と判断した場合、助成金の交付取消・返還等を行うことがあります。
- ⑨本助成金は税務会計上、収益として計上されるものであり、法人税・所得税の課税対象となります（消費税は課税対象になりません）。したがって、関係法令に基づき適正な税務申告等の経理を行ってください。

## 7 応募から助成金交付までのスケジュール（予定）

※スケジュールは前後する場合があります。

●募集期間 6/30（金） ～8/25（金）	<b>①応募書類提出</b>	協議会事務局 （トキ共生推進室） に提出
●審査時期 9月頃	審査（事務局）	事務局による 審査
●採択決定 10月頃	審査結果通知（事務局）	採否に関わらず 書面で通知
●交付申請 採択後30日 以内	<b>②交付申請書提出</b>	協議会事務局 （トキ共生推進室） に提出
	交付決定通知（事務局）	書面で通知
	<b>③事業着手</b>	交付決定通知後 から事業着手
●実績報告 3月末	<b>④事業実施状況報告書・ 実績報告書提出</b>	協議会事務局 （トキ共生推進室） に提出
	額の確定通知（事務局）	書面で通知
●助成金請求 3月末	<b>⑤精算払請求書提出</b>	協議会事務局 （トキ共生推進室） に提出
	助成金交付（事務局）	助成金を送金

## 第2 いしかわ里山振興ファンド事業 基本方針

### いしかわ里山振興ファンド事業 基本方針

里山里海に人の手を戻し活用することで、新たな魅力を創造し、その魅力がさらに人を呼び戻すという良い循環を形成する新しい里山づくりを進めるために、いしかわ里山振興ファンドでは、以下の取組みを推進します。

#### ○ 里山里海における新たな価値の創造

地域資源の持続可能な利活用を通して、里山里海に新たな価値の創造を図り、里山里海の利活用を通じた生物多様性の保全を進めていきます。

#### ○ 多様な主体の参画による新しい里山づくり

里山里海の生物多様性を保全していくためには、「人が里山を利用する」という里山本来のあり方を取り戻すことが重要です。

多様な主体の参画を得て、里山里海での人と自然との新たな関係の構築を進めていきます。

#### ○ 森・里・川・海の連環に配慮した生態系の保全

適切な物質循環や生きものの生息環境の連続性の確保、生態系ネットワークの再生等を念頭に、都市を含めた流域全体の生態系保全の視点に立ち、森・里・川・海の連環に配慮した生態系の保全を進めていきます。

#### ○ 生物多様性の恵みに関する理解の浸透

農林水産業や暮らしの営みと深く結びついた里山里海の生物多様性を保全するためには、生きものや自然環境を保護するだけでなく、健全な農林水産業が営まれることなど、人が里山里海を利用することの重要性を認識し、実践していくことが必要です。このため、県民にわかりやすい方法でこれらの普及啓発を推進します。

## 第3 公募メニュー（民間技術によるトキの餌資源量増加の実証）

### （1）目的

早ければ、令和8年度となるトキの放鳥に向け、トキの餌となるドジョウやカエル等が生息しやすい環境を整備するため、耕作放棄地などを活用し、餌資源量の増加に資する民間技術の実証を支援します。

### （2）助成対象者

餌資源量の増加に資する技術の実証に取り組む民間企業とし、以下の①、②のいずれかに該当するものを対象とします。

- ① 石川県内に事務所、事業所、工場等を有する以下のア～キのいずれかに該当する者。  
（県外事業者であっても、主たる事業活動を県内で行う場合は対象とします。）
  - ア 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社
  - イ 個人事業主
  - ウ 事業協同組合
  - エ 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人
  - オ 漁業協同組合
  - カ 森林組合、森林組合連合会
  - キ 特定非営利活動法人
  - ク その他いしかわ里山づくり推進協議会が実施主体として適当と認めたもの  
（例. 第三セクター、商工会、商工会議所、社団法人、社会福祉法人等）
- ② 上記①に該当し、石川県内に居住する者を含む2者以上のグループであって、運営規約、事務処理体制、経理体制又は存続性から判断して、いしかわ里山づくり推進協議会が実施主体として適当と認めたもの。

### （3）助成対象事業

トキ放鳥推進モデル地区（以下、「モデル地区」とする）等における、トキの餌資源量の増加につながる民間技術の実証※事業を助成の対象とします。

技術実証にあたり、事前に実証を行う場を提供するモデル地区等との合意形成（実証技術の内容や農地の貸与など）が必要です。

#### ※ トキの餌資源量の増加につながる民間技術の実証（例）

- ・減農薬に取り組む水田での雑草の発生を抑制するロボット
- ・自走式草刈機による畦畔の除草
- ・水管理システム など

#### (4) 助成内容

事業実施期間	助成限度額	助成率
交付決定日から 2年以内	200万円	助成対象経費の 3/4以内

※ 交付決定前に発注・契約したものについては、助成対象となりません。

#### (5) 助成対象経費

以下の経費について、助成対象とします。

なお、助成対象となるか否かご不明な点がございましたら、協議会事務局へ事前にご確認ください。

費目	内容
直接人件費	技術実証に必要な作業等を実施する際に発生する経費 ※ただし、人件費の算定に当たっては、別紙「人件費の算定等の適正化について」に従うこと。
委託費	技術実証に必要な作業等を委託する際に支払われる経費
保険料	技術実証に必要な保険料等として支払われる経費
借損料	技術実証に必要な機械装置等のレンタル料、リース料として支払われる経費
原材料費	技術実証に必要な材料を購入するために支払われる経費
備品費	技術実証に必要な備品を購入するために支払われる経費
動力光熱費	技術実証に必要な動力光熱費として支払われる経費
調査研究費	事業遂行に必要な実証効果の調査委託等を行うための費用、データ等を購入する費用又は調査員を雇う費用等として支払われる経費
その他	上記以外の費用で、協議会事務局が特に必要と認める経費

#### ※「助成対象外経費」について

以下の経費については、助成対象外となります。

- ・汎用性があり、助成対象事業以外に使用できる可能性が高いもの（パソコン、プリンタなど）
- ・お弁当や懇親慰労の会などに係る飲食の経費、専門家等への土産代、接遇費など
- ・技術実証に必要な作業に直接関係ない常勤雇用者の手当て、役員報酬など、組織運営に係る人件費など
- ・団体の経常的な運営費、事務室の賃借料、コピー機のリース料など
- ・他の組織や団体への運営に係る負担金、助成金、寄付金等
- ・消費税及び地方消費税

#### ①審査方法

- ・審査は、書類（事業計画書）及び事業内容のプレゼンテーションにて行います。
- ・応募者から提出のあった書類（事業計画書等）による審査を行い、審査基準に基づき採点を行い、その結果を踏まえて、協議会が採択事業を決定します。

※ 事前に事業計画等に関して、ヒアリングを実施することがあります。

※ 審査委員会は非公開で行われ、審査経過に関する問い合わせには応じられません。

## ②審査基準

以下の観点から、審査を実施します。

審査区分	内 容
地域への波及効果	<ul style="list-style-type: none"><li>・ トキ放鳥に向け、餌資源量の増加に資する取組みである。</li><li>・ 他のトキの生息環境の保全に取り組む地区への横展開が期待できる取組みである。</li></ul>
事業計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 適切な実施方法等が計画されている。</li></ul>
事業の新規性 ・ 独自性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 餌資源量の増加に資する先進的な技術である。</li></ul>
実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業を遂行するにあたり、適切な組織・人員体制がとられている。</li><li>・ 実証の場を提供する地域の農業者に負担や損害が生じない実施体制となっており、事前に地区との合意形成が十分に図られている。</li></ul>
資金計画等の健全性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 技術実証に係る収支計画が妥当である。</li><li>・ 事業を遂行するにあたり、適切な資金計画が立てられている。</li></ul>